

水滸紀略

井溝整備の事達示

高政公より松浦の庄屋百姓へ

資料所載並ニ提示

全頁 河野松野

（兼辭並辭説 科 柴 弘）

惣申遣ハ 其村中井ミテ又川ナシ
其手の水ハ寸直ハセ出シ水ツカヘ
ハ所并古川水ナシ今度ほらせハ
此己乘大水出ハハ又砂はせ出シ
水滸右之河ナシ井ミテ寸直ハセ
さかり可申ハ間何時ハても大水出
ハ時ハ井ミテ河ナシよく左あまは
り見ハて歟五丁ハても拾下ハても
可入且と持セ出シ川ナシへ寸直ハ
き[ト]モ水ツカヘさる様ニ可
仕ハ油断仕又前ミノことく寸直ハ
セ出シ井ミテ寸直ハセ出シ五百人
三百人手間モ入ルことハハ間水出
ハ度毎ハ少モ寸直ハセ無之様ニ
川ナシへハきとリサセ可申[ト]若此
旨油断仕井ミテ川尻ハ[ト]田畠
可被 仰付ハ間堅可得其意ハ此状
之趣ナリカハ得其意ハ旨則請狀仕

惣申遣ハ
井ミテ寸直ハセ出シ
水滸右之河ナシ
井ミテ寸直ハセ出シ
水滸右之河ナシ
井ミテ寸直ハセ出シ

請狀ハ承知ハ旨ハ
曲事ハ遠慮ス

可相越者也

高政

二月 日

加三郎 伊三郎方へ

年八十二支不明
日五何日不明

(敬下し)

惣と申し遣おし候。其の村中ハ井ミテ又ハ川ナシ、其
の年の水ハ寸直ハセ出シ水ツカヘ候所並公ハ古川水ナ
シ今度ほらせ候。

此ハ乙未、大水出デ候ハバ又砂ハセ出シ、水滸リ、右
の川ナシ井ミテ寸直ハセ出シ中ナシ候間、何時
ハても大水出デ候時ハ井ミテ河ナシよく左あまは
り見ハて歟五丁ハても拾下ハても可入且と持セ出シ
川ナシへ寸直ハセ出シ水ツカヘさる様ニ仕
ルべく候。

油断仕リ又前ミノことく砂ハセ出シ、井溝ハ寸直ハセ候。五百人三
百人手間モ入ルことハ候間、水出デ候度毎ハ少シモ砂タマリ候
様ハ、川ナシへハきとリサセ申サべく候。若シ此旨油断仕リ井
ミテ川尻ハ[ト]田畑[ト]候ハ、其ハ村ハ庄屋百姓御事ハ仰セ
付ハらるべく候間、堅ク其ハ意ヲ得べく候。

此状ハ趣ナリカハ其ハ意ヲ待候旨、則テ請狀仕リ相越
サべく者ナリ。

(詳説)

高政の民政についてのお願書は、大庄屋、庄屋宛の農事
をいまいめ左敷種の文書が發見されてゐるが、これは小
河川、水路の整備を厳しく勧めた特殊なもので、外ハ文
書と同様かなり甚がこまかい。それが漁村松浦に封する
ものであること、甚(農村)から類書が出ていないこと
と考へ合せて、この文書の意義がいかにも感じられる次第
である。